

特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律の一部を改正する法律附則第2条に係る関係省令案に対する意見に対する考え方

平成25年9月11日
環境省地球環境局地球温暖化対策課フロン等対策推進室
経済産業省製造産業局化学物質管理課オゾン層保護等推進室

No.	意見区分	提出意見	回答
1	改正法第50条第1項ただし書きの規定による第一種フロン類再生業	<p>◆第一種フロン類充填回収業者が第一種フロン類再生業の許可を受けることなく行うことのできる要件の明確化②(p.5の下から5行目)</p> <p>今般の法改正により、第一種フロン類充填回収業者が自らフロン類の回収と一体的に行う簡易な設備を用いて行うフロン類の再生については、第一種フロン類再生業の例外として再生を行うことが認められており、その要件の一つとして、5頁の下から5行目に、「再生されたフロン類を自らが冷媒として充填の用に供する目的で行う(※1)」となっています。6頁の(補足説明)※1を見ると、「自らが冷媒として充填の用に供する」とは、第一種フロン類充填回収業者が再生したフロン類を、当該第一種フロン類充填回収業者自身が機器へ冷媒として充填する又は配管洗浄用を使用する場合を指す(この限りにおいては、当該フロン類を回収した機器以外への利用も可能となる。)と書かれてあります。</p> <p>混合冷媒を用いた冷凍・空調機器では、漏えい等により、冷媒の組成比が変わると、性能低下による消費電力量の増加、機器故障等を招きかねません。</p> <p>従いまして、5頁の下から5行目を「フロン類の種類に応じて適切に再生されたフロン類を自らが冷媒として充填の用に供する目的で行う(※1)」とされることをご提案いたします。</p>	<p>6ページの4～5行目において、第一種フロン類充填回収業者がフロン類の回収に付随して行う再生に用いる設備については、「再生しようとするフロン類の種類に応じた適切な再生ができるものであること」を求めており、また、行為基準としては、5ページの下から7行目において第一種フロン類再生施設等の使用方法に沿って～再生を行うこととされているところ です。</p> <p>なお、冷媒として使用するフロン類の組成比が本来の組成比と著しく異なるような場合には、もはや当該フロン類の種類が本来と異なるものになっていると考えられますが、このような場合に再び第一種特定製品の充填の用に供する行為に関する規制のあり方については、改正法第37条第3項の〈主務省令で定めるフロン類の充填に関する基準等〉を定める際の検討事項と考えております。</p>
2	改正法第50条第1項ただし書きの規定による第一種フロン類再生業	<p>◆第一種フロン類充填回収業者が第一種フロン類再生業の許可を受けることなく行うことのできる要件の明確化①(p.5の下から10行目～8行目)</p> <p>今般の法改正により、第一種フロン類充填回収業者が自らフロン類の回収と一体的に行う簡易な設備を用いて行うフロン類の再生については、第一種フロン類再生業の例外として再生を行うことが認められており、その要件の一つとして、5頁の下から10行目～8行目に、「フロン類の再生は、フロン類の充填に関する記録及びフロン類の性状に影響を与える箇所に故障がないことその他の使用及び管理の状況について把握している第一種特定製品から、自らが回収するフロン類について行うこと」となっています。</p> <p>これを担保するためには、第一種特定製品の管理者や整備者の協力が不可欠です。</p> <p>従いまして、5頁の下から10行目～8行目を「フロン類の再生は、フロン類の充填に関する記録及びフロン類の性状に影響を与える箇所に故障がないことその他の使用及び管理の状況について第一種特定製品の管理者や整備者が把握している第一種特定製品から、自らが回収するフロン類について行うこと」とされることをご提案いたします。</p>	<p>フロン類の充填に関する記録等の使用及び管理の状況について把握する際には、第一種特定製品の管理者や整備者の協力が必要となると考えられますが、「第一種特定製品の管理者や整備者」のみが把握しているだけでは十分でなく、これら使用及び管理の状況について改正法50条第2項ただし書きの規定によるフロン類再生業を行う第一種フロン類充填回収業者自らが把握していることが不可欠だと考えられます。</p>
3	改正法第50条第1項ただし書きの規定による第一種フロン類再生業	<p>【該当箇所】p.5 3 4番目矢印、p6(補足説明)※1</p> <p>【概要】例外として再生を行うことが認められている第1種フロン類充填回収業者についても、年間の自ら再生量が1tを超えるような場合は、再生業者と同様の基準を順守する必要はないでしょうか？</p> <p>【内容】「自らが冷媒として充填の用に供する」の定義のひとつとして、「当該フロン類を回収した機器以外への利用も可能」とされていますが、再生業者に課される様々な基準の順守(例えばp.3記載の通り、再生されたフロン類の純度等)について適切に確認すること)は求められておりません。例えば、例外として再生を行うことが認められている第1種フロン類充填回収業者についても、年間の自ら再生量が1tを超えるような場合は、再生業者と同様の基準を順守する必要はないでしょうか？</p>	<p>第一種フロン類充填回収業者が自らフロン類の回収と一体的に行う簡易な設備を用いて行うフロン類の再生については、年間再生量の多寡に関わらず、フロン類の大気中への排出のおそれが極めて少ないことから、当該再生行為に係る再生量により扱いの差異は設けておりません。</p> <p>なお、第一種フロン類充填回収業者が簡易な設備を用いて行うフロン類の再生については、あくまで、自らが行うフロン類の回収と一体的に行う場合に限って例外的に認めるものであり、具体的には、P5下から10行目～P6上から5行目までに掲げる基準(フロン類の充填に関する記録等)について把握している第一種特定製品から自ら回収するフロン類について再生を行うこと、再生をしたフロン類を自ら冷媒として充填の用に供する目的で再生を行うこと等を遵守することが必要です。</p>

4	改正法第50条第1項ただし書きの規定による第一種フロン類再生業	<p>◆<u>配管洗浄用途での再生品利用の厳格化</u> (p.6、(補足説明)※1)</p> <p>再生業許可を受けない回収・充填業者による再生品を洗浄目的で使用する場合、確実に密閉系での使用を条件とし、洗浄に使用された冷媒の処置(投入と回収量)を記録し、次の処置(破壊・再生)を求める。</p> <p>理由)簡易再生品の洗浄目的での利用であってもその過程での大気への放出を厳しく管理し、漏洩抑止を求める。</p>	<p>冷凍空調機器と配管が一体である場合は、配管も含めた全体が第一種特定製品となるため、配管洗浄行為は、第一種特定製品に対する充填・回収行為に当たり、充填・回収量の記録、行為基準の遵守、破壊・再生業者への引渡義務など、本法の規制を遵守する必要があります。他方、冷凍空調機器を取り外した後の配管部分は、それ単体は第一種特定製品ではないため、当該配管部分にフロン類を充填(配管洗浄を含む)する行為は、本法の規制対象外となります。</p>
5	改正法第50条第1項ただし書きの規定による第一種フロン類再生業	<p>◆<u>当該フロン類の回収した機器以外での利用の限定</u>(p.6、(補足説明))</p> <p>再生業許可を受けない回収・充填業者による再生品を充填・洗浄で利用する場合、同じ管理者内での機器に限定し、管理者・回収・再生・再充填量(洗浄の場合再回収量)の記録を義務付ける。</p> <p>理由)第三者への譲渡には、再生業の許可が必要であることを担保するため。</p>	<p>御意見の前段については、自らが冷媒として充填の用に供する目的の場合には、充填回収業者が自らが使用及び管理の状況について把握している第一種特定製品から回収したフロン類又は性状の確認を行ったフロン類についてのみ、再生を行うことを認めることとしており、第一種充填回収業者は再生をしたフロン類の性状について認識していることから、別の管理者の機器に充填(洗浄を含む)することも認めて差し支えないと考えています。また、後段については、今後、改正法第47条(充填量及び回収量の記録等)の主務省令及び改正法第60条(再生量の記録等)の主務省令で定める事項等について検討する際に、ご指摘の点も含めて検討致します。</p>
6	改正法第50条第1項ただし書きの規定による第一種フロン類再生業	<p>◆<u>回収・充填業者による再生品利用のトレーサビリティ確保</u>する。(p.6、(補足説明)(備考))</p> <p>再生業許可を受けない回収・充填業者による再生品利用について、利用履歴(管理者・充填機器名・回収量・再生量・再充填量)を記録する。</p> <p>理由)再生業の許可を受けない再生品利用が、認められた範囲で行われているかを履歴から確認できるようにし、不正使用できぬよう担保するため。</p>	<p>今後、改正法第47条(充填量及び回収量の記録等)の主務省令及び改正法第60条(再生量の記録等)の主務省令で定める事項等について検討する際に、ご指摘の点も含めて検討致します。</p>
7	改正法第50条第1項ただし書きの規定による第一種フロン類再生業	<p>第一種フロン類充填回収業者が第一種フロン類再生業の許可を受けることなく行うことのできる再生業は、「フロン類の再生は、フロン類の充填に関する記録及びフロン類の性状に影響を与える箇所に故障がないことその他の使用及び管理の状況について把握している第一種特定製品から自ら回収したフロン類についてのみ行える」とこととされています。</p> <p>しかしながら、「使用及び管理の状況について把握している第一種特定製品から回収した冷媒」でなくとも、2頁の1.(3)「再生施設等に係る使用及び管理に関する基準」で再生業者が行うこととされているような、「自ら保有する分析機器を使用すること又は委託することによりフロン類の品質が適切に確認されている」場合には、フロン類の性状について把握ができるため、再生業を行えることとすべきだと思います。</p>	<p>ご指摘を踏まえ、「第一種特定製品から自らが回収するフロン類であって、自ら保有する分析機器を使用すること若しくは十分な経験及び技術的能力を有する者に委託することによりそれが適切に確認されているフロン類」について再生を行うことができるよう修正します。</p>
8	構造の基準	<p>◆<u>主務省令で定める(1)第一種フロン類再生施設等の構造の基準について</u></p> <p>今回のパブコメに該当しないかもしれませんが、温度差式蒸留再生方式を第一種フロン類再生施設等の構造の基準には、いれて頂きたい。</p> <p>これは蒸留再生方式の一種で、プレハブを使用し冷凍機をヒートポンプとして利用、回収フロンを高温室で蒸発させ乾燥剤筒を通し、低温室で冷媒を液化させるという温度差で移動、移充てん再生させるもので省エネ、と低コストで再生をする方法です。乾燥剤筒は一般則の適用を受けず。温度差での移充てんなので、移動は緩慢ですが再生品質は優れております。</p> <p>6.6㎡の施設で48時間/500kg(100kg容器5本)を再生可能な能力が出ます。</p> <p>我々の実験では純度は向上しませんが、水分は殆ど10ppm以下、蒸発残分は6ppm以下程度にはなるものです。乾燥剤筒は加熱真空乾燥をさせれば、乾燥剤の交換は不要です。ランニングコストは多くかかりません。</p> <p>設置費用は、約600万円程度で、蒸留再生装置の1/10で製作できます。中小企業向けの方式と思います。</p>	<p>ご指摘の「温度差式蒸留再生方式」の内容が明らかではありませんが、本省令で定める第一種フロン類再生施設等のに係る構造に関する基準その他の法律・省令上の要件を満たすかどうかによって判断されます。</p>

9	構造の基準	<p>◆【改正法第51条第1項関係】(本事項の趣旨(1)、(3)に関すること) p.2にある他のフロン類を混和してフロン類の品質を調整するための装置——というのは、多分、移充てん装置(液ポンプ)と思いますが、一般に再生施設では、大きい容器から小さい容器へ移す際に(またはその逆)、液ポンプを使用します。混和してフロン類の品質を調整するためには必要です。圧縮量としてはかなり大きなものとなります。 これが必要で、新法では構造に当たるのか、能力に当たるか、どうか分かりませんが、保安法では能力として合算されています。また別途に許可を取得することもあります。 「運用の手引き」か、基準にいれる必要があると思います。</p>	<p>再生施設等の構造に関する基準においては、再生したフロン類の用途に応じた適切な再生を行うにあたり必要な設備、装置等の種類、構成等について、再生施設等に係る使用及び管理に関する基準においては、再生施設等の運転方法や保守管理の方法等について、それぞれ規定しております。ご指摘の移充装置及びその用途の詳細が明らかでないため正確な回答は困難ですが、一般に移充装置は「他のフロン類を混和してフロン類の品質を調整するための装置」に含まれると考えられます。更に具体的な内容については、再生業許可の審査時に個別に判断されることとなります。頂いたご意見につきましては、「運用の手引き」等の検討において、参考にさせていただきます。</p>
10	構造の基準	<p>◆再生施設、分析機器については書かれているが、再生フロンの移充装置については基準が書かれていない。(【2】1. 第一種フロン類再生業の許可基準に係る事項【改正法第51条第1項関係】) 再生したフロンは、販売用容器などへの移充が必要であり、フロン回収装置を使用しての充填はプッシュプル方式で行っても実用的ではなく、冷媒ポンプを用いた専用の移充装置が必要ではないかと考えます。(第一種高圧ガス製造設備となるものと思われる。) こうしたことから、移充装置についてもフロンの漏洩や再生フロンを移充する能力などの基準を設ける必要があるのではないのでしょうか。</p>	<p>ご指摘の移充装置に関する基準については、構造に関する基準としては「再生されたフロン類を大気中への排出することなく適切に捕集するために必要な構造であること」を求め、また、使用及び管理に関する基準としては第一種フロン類再生施設等の種類に応じて、再生したフロン類の用途に応じた適切な再生を行うことができ、かつ、再生の能力に関する基準を達成でき、かつ、フロン類の大気中への排出を防止できるよう、再生されたフロン類の捕集方法について適切に定められていることを求めています。</p>
11	再生業規制の趣旨	<p>◆第1種フロン類回収業者が、回収冷媒管理センターから集めた、回収フロンを再生し、特定の会社に販売している場合、自社回収自社再生とみなすことができないか？ 1) フロンの純度についての考え方。 ① 混合冷媒も単一冷媒も水分やコンタミや水分は混入量を規制しなければならないと思う。 ② 混合冷媒の混合比について、R410Aの再生を始めた時点で、購入した新品の冷媒の混合比を数本の容器について分析した。その結果混合比は相当にばらつきがあり、当方で再生した再生冷媒と概略同じ混合比であった。即ち当方で再生した混合冷媒(HFC)の混合比は規定を外れていたもので、市販せず、技術力のある業者を5社限定して、再生冷媒を有償にて供給し、実用している。実用経験は5年以上経過し、数百トンの使用実績があり、現在も使用を継続していますが、全く問題は出ていません。尚、再生対象冷媒は県内の回収冷媒管理センターが集めたものを集荷し、回収冷媒を分析し特に水分と不凝縮ガスの少ないものを再生して5社へ供給しています。尚、再生装置は上部団体が斡旋して購入し、使用していますが、厳しい規制が行われますと管理費用負担に耐えられなくなること、及び再生品の純度を基準が厳しくなり、再生できなくなることを心配しています。可能な限り現状(特に再生冷媒利用者を限定)維持を条件として、個人が回収した冷媒を自主再生しているのと同様の扱いが出来るよう、考慮して頂きたい希望します。 ③ 結論(要望事項) 回収冷媒管理センターに集荷された回収冷媒を再生装置で再生し、特定の冷媒回収事業所で使用している場合は、再生装置の限定事業者の共同利用と解釈し、自社回収自社再生と解釈して、厳しい規制をしないようにしていただきたい。 ④意見及び理由 この再生装置は、フロン回収事業者個人で使用するためには大きすぎて、使用コスト保持コストが大きくなり、設置スペースの観点からも個人用として使用は難しい。再生器の共同利用と解釈して頂きたい。</p>	<p>本法の法目的は、オゾン層破壊及び地球温暖化に深刻な影響を与えるフロン類の大気中への排出を抑制することであり、法目的に則して再生業規制導入も再生行為によるフロン類の大気中への排出抑制を図ることを目的とすることから、再生した冷媒を譲渡する相手方との関係性にかかわらず、第一種フロン類再生業を行う場合は再生業の許可を得て行う必要があります。 なお、第一種フロン類充填回収業者が自らフロン類の回収と一体的に行う簡易な設備を用いて行うフロン類の再生については、フロン類の大気中への排出のおそれが極めて少ないことから、例外的に許可を得ず行うことを可能としております。</p>

12	再生業規制の趣旨	<p>◆冷媒フロン再生業について、今の時期にわざわざ業者規制する必要性と、第7条認定の例外規定「各都道府県知事が定める冷媒管理センター」との整合性は、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・原則破壊 → (中継業者) → 大臣認定破壊業者へ引渡し ・例外規定 → 管理センター → 破壊 又は RRC再生プラントへ引渡し <p>管理センターは、地元府県と地元業界が、回収フロンの効率的な集積と有効活用(再生)を行うため、双方が協力し、その地域に適したシステムを当初のフロン法施行以来、関係者の尽力により構築してきたもの。</p> <p>よって、現状のままでも再生ルートはすでに確立されており、法による再生業者が無い場合、再生が進まないというわけではない。法による縛りは、再生業を行おうとする者のハードルをむしろ高めるだけ。</p> <p>再生業者許可を受ければ、回収フロンが自然に集ってくるものではない。如何にして効率よく回収フロンを集めるかの答えが管理センター方式であったはず。</p> <p>再生品の活用は、新品との価格競争によるものであり、再生市場が市場原理によって、拡大すれば、再生事業者も自然増加するはず。但し、再生品の品質が市場評価され、粗悪再生品業者は淘汰される。</p> <p>今回の改正が再生品市場の拡大が目的なら、法律で定めることは、「再生品の品質基準」(例えば、RRC-1001やRRC-1002)つまり、新品同等品の保証品として安心して再生品が使えるかどうかであり、再生施設の構造や再生能力、供給や運転管理についてそもそも法律で規制する内容のものではない。</p> <p>また、品質保証済の再生品に経済的補助を加え、新品との価格競争力が生まれれば、再生品市場が拡大するであろう。</p> <p>よって、法律で定める事は、この2点に過ぎる。</p> <p>付け加えるなら、現状のRRC再生センターは、比較的処理が簡単な単一冷媒の再生のみであり、今後主流のHFC系混合冷媒の再生プラントを立ち上げようものなら、少なくない額の設備投資が必要であり、これに対する補助も必要ではないか。</p> <p>制度利用者のない絵空事を法制化するほど、むなしなものはない。</p>	再生業の許可制を導入する理由は、再生行為によるフロン類の大気中への排出抑制を図る必要があるためであり、再生品市場の拡大は直接の目的ではありません。
13	再生業規制の趣旨	<p>◆フロン回収機のオプション機能である、いわゆる「簡易再生」品を、今さら、再生行為として定義することの意味、すでに現場のなぞり書きであり改正の必要性に疑問</p> <ul style="list-style-type: none"> ・専用プラントによる蒸留再生 → 再生品(RRC-1001) → 新品同様、使途に制限なし ・冷凍機の修理やオーバーホールのため、一時的にガス回収し、冷媒の状態を確認。 <ul style="list-style-type: none"> → 1) 汚れ等がひどい場合は、新品冷媒に取り替えて再充てん。 <ul style="list-style-type: none"> 旧冷媒は廃棄し、法定回収量報告は整備による廃棄量として知事報告。 → 2) 回収した冷媒の継続使用に差ほど問題がない場合は、そのまま再充てん。 <ul style="list-style-type: none"> この場合に、簡易再生することがある。法定回収量報告はゼロとする。 <p>簡易再生後、その冷凍機に再充てんすることはあっても、冷媒の種類は同じでも他の冷凍機の冷媒としての使用は禁止。</p> <p>法規制以前に、冷凍機の性能保障に問題があるとして、知見業者(冷熱設備施工専門業者)は行わない。また、メーカー保証の対象外となる。</p> <p>よって、新品と同等品質以外の再生品が出回れば、正しい冷媒の取扱い秩序が崩壊し、冷凍機の技術面から重大な副作用が発生しかねない。</p> <p>冷凍能力の低下、消費電力量の増加、過負荷運転、コンタミの発生、これらによる故障の多発、機器の短命化による資源の無駄遣いなど。</p> <p>また、今後主流のHFC系混合冷媒の再生は、粗悪再生品の温床になる恐れがある。</p> <p>冷媒再生事業については、再生品の品質(新品と同等品に限る)をいかに保障するのかに尽きる。</p>	第一種フロン類再生業を行う者については、再生行為によるフロン類の大気中への排出抑制を図る必要があるため、再生業の許可を得て行うことが原則です。他方、第一種フロン類充填回収業者が自らフロン類の回収と一体的に行う簡易な設備を用いて行うフロン類の再生については、フロン類の大気中への排出のおそれが極めて少ないことから、第一種フロン類充填回収業者に対しては第一種フロン類再生業の例外として再生を行うことが認めるとしています。なお、本省令においては、自らが回収するフロン類について、自らが冷媒として充填の用に供する目的で行う等の一定の要件を満たす場合に限り、第一種フロン類充填回収業者による再生を認めることとしていますので、第一種フロン類充填回収業者による再生品が広く市場に流通することはないと考えられます。

14	使用及び管理の基準	<p>◆改正法第51条第1項関係:改正法では、主務大臣が再生業の許可の基準として、(3)再生施設等に係る使用及び管理に関する基準について</p> <p>①純度等の基準が明示されていないため、よく分からないが再生なので厳格な基準は実態に合わないので、実用上差し支えないレベルにすべきである</p> <p>②再生のうち、再生基準(品質)については、補充冷媒及び整備時に使用されるため、機器メーカーの圧力が強いと思われる。 私は基本的に「JIS基準以上又はJIS基準に準ずる」、であれば良いと考えている。RRC基準がJIS基準より上であることは基準の整合性からみておかし。民間規格が国の規格を上回ることはあり得ない。</p> <p>③非凝縮ガスのうち、空気(Air)については問題がある。現在、市販されている簡易分析器には混入残存空気を分析表示する機能をもったものがない。過去には残留空気を表示できるものがあったが、簡易分析器の販売量が少ないため生産廃止している。これが受入時に問題である。</p>	<p>①、②について、本法の法目的は、オゾン層破壊及び地球温暖化に深刻な影響を与えるフロン類の大気中への排出を抑制することであり、本法目的に則して再生業規制導入も再生行為によるフロン類の大気中への排出抑制を図ることを目的とすることから、本法令の体系の下で品質基準を定めることは適当ではないと考えております。</p> <p>他方、低品質の再生品が広く流通することになれば、第一種特定製品の故障を誘引し、ひいてはフロン類の大気中への排出につながりかねないことから、再生業者に対して、再生品の性状について確認すること及び当該確認結果について再生品を譲渡する相手方への通知を求めることにより、再生品を譲渡する相手側が当該フロン類の性状を判断し、低品質のフロン類を利用しないという判断ができるような仕組みとしています。</p> <p>③については、不凝縮ガスが混入した冷媒を冷凍空調機器の冷媒として使用した場合、冷凍サイクルに異常を生じ、機器の故障等につながるおそれがあるため、利用者が不凝縮ガスの混入度合いを把握出来ることが重要であり、再生業者に対し確認・通知義務を課しています。</p>
15	使用及び管理の基準	<p>【該当箇所】p.2 [2] (1) 最後の矢印</p> <p>【概要】再生されたフロン類の成分について確認するための十分な経験とは？</p> <p>【内容】フロン類の再生行為そのものが、これから導入されるものでありながら、その成分の確認について十分な経験を有する者は限られると思われ。一方で、必要な分析機器を揃え、かつ、技術的能力を有する者は国内に多く存在しています。十分な経験を必須とする場合、それは何によって判断されるのか(例えば計量事業所であれば良い等)を明らかにしていただきたく存じます。</p>	<p>ご指摘の点につきましては、今後、策定する予定である「運用の手引き」等の検討において、参考にさせていただきます。</p>
16	使用及び管理の基準	<p>◆再生品品質についての「運用の手引き」例示要望 (p.2、(2)再生施設等に係る再生の能力に関する基準)</p> <p>冷媒ガスメーカー団体による品質ガイドラインなど指針となるような品質例示を運用の手引きにて例示されることを要望する。</p> <p>理由)省令案における許可基準には、再生品についての品質についてなら記載がない。また、再生品に品質表示をすることも歯止めの一つとなろうが使用に耐えうる品質かどうかユーザーでの判断基準とはならない。再生の設備や能力要件を満たしていても品質に関する指針がなければ、低品質の再生品(異種冷媒、不凝縮ガス、水分などの混入が多いもの)が流通することを許容し、その品質ゆえに第一種特定製品の故障を誘引し、法の目指す漏洩・再補充抑制に逆行する。</p>	<p>低品質の再生品が広く流通することになれば、第一種特定製品の故障を誘引し、ひいてはフロン類の大気中への排出につながりかねないことから、再生品の利用者が低品質の再生品を利用しないという選択ができるよう、品質の善し悪しを判断する際の目安を運用の手引き等に掲載するなどして示すことを検討致します。</p>
17	使用及び管理の基準	<p>◆再生されたフロン類の純度及び再生されたフロン類に混在する不純物の濃度の確認の方法及び確認の結果を通知時期及び分析を外部委託した場合の委託先の明確化(p.3の16行目～19行目)</p> <p>原案では、第一種フロン類再生業者が、再生されたフロン類を冷媒その他製品の原材料として利用する者に譲渡する場合、譲渡する相手方に、再生されたフロン類の純度及び再生されたフロン類に混在する不純物の濃度の確認の方法及び確認の結果を通知することになっています。</p> <p>再生されたフロン類を機器のユーザーが安心して使うためには、</p> <p>1)いつ再生されたフロン類の純度及び再生されたフロン類に混在する不純物の濃度の確認の方法及び確認の結果が通知されるのか</p> <p>2)第一種フロン類再生業者が、再生されたフロン類の純度及び再生されたフロン類に混在する不純物の濃度の分析を外部委託した場合、どこが分析したかの明確化が必要と考えます。</p> <p>従いまして、3頁16行目～19行目を「再生されたフロン類を冷媒その他製品の原材料として利用する者に譲渡する場合は、再生されたフロン類を譲渡する相手方に、再生されたフロン類の純度及び再生されたフロン類に混在する不純物の濃度の確認の方法及び確認の結果を予め通知することとされていること、また、再生されたフロン類の純度及び再生されたフロン類に混在する不純物の濃度の分析を外部委託した場合、委託先も記入すること」とされることをご提案いたします。</p>	<p>1)については、ご指摘を踏まえ「確認の方法及び確認の結果をあらかじめ通知すること」と修正することと致します。</p> <p>2)については、ご指摘の外部委託先は「確認の方法」に含まれますので、今後策定する「運用の手引き」等において明確化することと致します。</p>

18	使用及び管理の基準	<p>【該当箇所】p.3 [2] (3) 3つ目の矢印</p> <p>【概要】再生されたフロン類の純度等について適切に確認する、その頻度は運用の手引き等で規定されるのでしょうか？</p> <p>【内容】法改正の主旨のひとつである、フロン類の新規製造・輸入の抑制に再生業が効果を上げる為には、再生品が新品と比べて安価であることが必須となります。再生装置のみならず、その分析費用も大きく製品価格に影響することは容易に想像できるかと思えます。一方で、新規製造量と比べると、市場から回収するフロン類の量は少なく、仮に、その管理頻度が極端に密に規定されると、再生業の展開に影響が出てくると思われます。</p>	<p>ご指摘の点につきましては、今後、策定する予定である「運用の手引き」等の検討において、参考にさせていただきます。なお、本法の法目的は、オゾン層破壊及び地球温暖化に深刻な影響を与えるフロン類の大気中への排出を抑制することであり、本法目的に則して再生業の規制導入も再生行為によるフロン類の大気中への排出抑制を図ることを目的とするものです。</p>
19	申請方法及び申請書の添付書類等	<p>◆p.4の備考欄の、「第一種フロン類再生事業者の許可申請書に添付する書類」について「詳細な記載内容については、これまでのフロン法の各業と同様に、環境省及び経済産業省が作成する「運用の手引き」等において明示することとする」とあるが、運用の手引きの発行日を明記して頂きたい。</p>	<p>再生業の許可申請に係る事項の詳細について記載した「運用の手引き」等については、可能な限り早期に公表することといたします。</p>
20	高圧ガス保安法との関係	<p>第一種フロン類再生業の許可事項に関わる事項 改正法第51条第1項関係(1)(2)(3)については、現在RRC認定事業所など、高圧ガス保安法による許可(一般則第一種製造者)が優先するため、二重許可になるのではないかと。また、高圧ガス保安法による届出をしている再生装置(一般則第二種製造者)もあり、高圧ガス保安法の二重規制の無いようにしてもらいたい。 高圧ガス保安法があるため、再生はいずれにしても[高圧ガスの製造]にあたるため、再生業の前提条件になるので、具体的内容は高圧ガス保安法によると思います。</p>	<p>高圧ガス保安法の規制は高圧ガスによる災害を防止するために行われるものですが、改正フロン法の規制はオゾン層破壊及び地球温暖化に深刻な影響をもたらすフロン類の大気中への排出を抑制するために行われるものであり、それぞれ規制の観点が異なるため、それぞれの法律の目的に則して規制する必要があります。</p> <p>他方、高圧ガスとしてフロン類を取り扱う場合は、高圧ガス保安法に基づき、定期検査・検査記録の作成・保存等の対応がなされ、また、技術基準に適合することを証明する書類の作成がなされていることから、当該書類等を活用することで可能な限り事業者負担を軽減するよう運用の検討を行うこととします。</p>
21	高圧ガス保安法との関係	<p>本事項の趣旨の中、(1)(2)(3)については、高圧ガス保安法と関連する部分が多く、現在の再生施設は保安法の一般則第一種製造者として許可をうけており、今後も避けられないと考えられる。高圧ガス保安法一般高圧ガス保安規則が優先するのではないかと。改正法の許可基準にかかる事項の2～3ページの中では重複する部分が多く、二重許可という規制を受ける不具合がある。 同様に保安法の一般則第二種製造者として、既に届出済みの施設においても同様なことがある。販売が伴えば高圧ガス販売事業届が必要です。 *参考までにお知らせしますが、一般則第一種製造者として許可を受ける場合、高圧ガス保安法での規制があり、提出書類と相当高額な維持費用がかかるので再生コストに影響します。したがって費用対効果から一般則第二種製造者で届出するのが有利です。</p> <p>※再度投稿有り(NO.6)</p>	<p>高圧ガス保安法の規制は高圧ガスによる災害を防止するために行われるものですが、改正フロン法の規制はオゾン層破壊及び地球温暖化に深刻な影響をもたらすフロン類の大気中への排出を抑制するために行われるものであり、それぞれ規制の観点が異なるため、それぞれの法律の目的に則して規制する必要があります。</p> <p>他方、高圧ガスとしてフロン類を取り扱う場合は、高圧ガス保安法に基づき、定期検査・検査記録の作成・保存等の対応がなされ、また、技術基準に適合することを証明する書類の作成がなされていることから、当該書類等を活用することで可能な限り事業者負担を軽減するよう運用の検討を行うこととします。</p>

22	高圧ガス保安法との関係	<p>◆高圧ガス保安法との整合性は不要なのか。(No.2の再)</p> <p>新法の関係箇所を読みましたが、新法の主旨は、第一種フロン類再生業許可は主務大臣(経済産業大臣及び環境大臣)の許可となっているので、高圧ガス保安法一般高圧ガス保安規則による現行の規制(都道府県知事の許可又は届出)とは関連がないと読めるが、それでよいのだろうかという疑問があります。</p> <p>主務大臣の許可の方が優先するのであれば、それで良いのですが、高圧ガスを取り扱う業種なので、高圧ガス保安法一般高圧ガス保安規則による現行の規制(都道府県知事の許可又は届出)を許可の条件に入れるべきと思います。</p> <p>高圧ガス保安法では、1日の圧縮量300m³以上を第一種製造者、それ以下を第二種製造者と区分していますが、新法でも区分できませんか。</p> <p>1日の圧縮量300m³と言うことは、高圧ガス保安法上で重量換算で30トンになります。(第一種ガスの場合)改正新法でも大きな再生施設とそれより小規模の再生施設に分けられると、良いのではと思います。</p> <p>多分専門の方々法律の作成に当たられておられるので、そのあたりは組み入れられていると解釈しております。</p>	<p>高圧ガス保安法の規制は高圧ガスによる災害を防止するために行われるものですが、改正フロン法の規制はオゾン層破壊及び地球温暖化に深刻な影響をもたらすフロン類の大気中への排出を抑制するために行われるものであり、それぞれ規制の観点が異なるため、それぞれの法律の目的に則して規制する必要があります。</p> <p>他方、高圧ガスとしてフロン類を取り扱う場合は、高圧ガス保安法に基づき、定期検査・検査記録の作成・保存等の対応がなされ、また、技術基準に適合することを証明する書類の作成がなされていることから、当該書類等を活用することで可能な限り事業者負担を軽減するよう運用の検討を行うこととします。</p>
23	高圧ガス保安法との関係	<p>◆一部の低圧冷媒を除き、冷媒フロンガスは、高圧ガス保安法で規制する「高圧ガス」であるため、製造(ガス圧発生)から廃棄(ガス圧消滅)まで、すでに規制ルートがあり、これを無視した改正法ではないのか (高圧ガス保安法の解釈)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・化学工場でフロンガスを生成し、ポンペに充てん【製造許可・届】 ↓ ・冷凍機器等のメーカーに工場での機器充てん用冷媒として販売【製造許可・届】 ・熔材業などのガス卸会社にガスの容器販売 【販売届、貯蔵許可・届】 ↓ ・施工会社にガスポンペ販売、現場充てん用、追加チャージ用【販売届、貯蔵許可・届】 ↓ ・冷媒ガスはエンドユーザーの所有物【製造許可・届】【販売届？】 ↓(処理費としてガスを購入とみなす?) ・機器廃棄、回収ポンペにガス回収(第一種フロン回収業者)【販売届？】 ↓ ・再生業者(プラント再生、簡易再生)【製造許可・届？】【販売届？】 ↓ ・施工会社にガスポンペ販売、現場充てん用、追加チャージ用【販売届、貯蔵許可・届】 <p>上記の通り冷媒に関しては、破壊処理又は放出以外は、ガス圧があり、本来は高圧ガス保安法で冷媒量を含め管理されている行為である。 よって、改正法により再生行為を定義するなら、【？】箇所の調整、というよりも、再生業許可の絶対条件とする必要はないのか。</p> <p>また、フロン法で行おうとしている冷媒管理という側面からも、高圧ガス保安法との二重管理にならないか。高圧ガス保安法はどこまで徹底されているのか。 改正フロン法による管理ができれば、保安法は守らなくてもよいと言うのか。 行政側の一方的な縦割り、業者の手間ばかりが増え迷惑千万である。改正改正という前に、フロン法、高保法とも、現行法規をキッチリと運用すべし。</p> <p>対処する都道府県側も負担が増大、立法するものの、行政側の実行と管理は可能なのか。現状のフロン法でも、実行的に管理しているとは言い難く(タレこみ以外は摘発不可能)、回収現場ごと(府県毎)に業者登録を要求しているものの、回収現場管理とは程遠く、自県に事業所を有する回収業者への立入りが精一杯、前回のフロン法改正による行政の指導立入り範囲の拡大も機能しているのか甚だ疑問です。</p>	<p>高圧ガス保安法の規制は高圧ガスによる災害を防止するために行われるものですが、改正フロン法の規制はオゾン層破壊及び地球温暖化に深刻な影響をもたらすフロン類の大気中への排出を抑制するために行われるものであり、それぞれ規制の観点が異なるため、それぞれの法律の目的に則して規制する必要があります。</p> <p>他方、高圧ガスとしてフロン類を取り扱う場合は、高圧ガス保安法に基づき、定期検査・検査記録の作成・保存等の対応がなされ、また、技術基準に適合することを証明する書類の作成がなされていることから、当該書類等を活用することで可能な限り事業者負担を軽減するよう運用の検討を行うこととします。</p>

24	その他	<p>◆フロン類を他の有用な物質に化学変化させて再利用する場合は、「再生」と「破壊」のどちらに当たるのか？</p> <p>今後、フロン類を他の有用な物質に化学変化させて再利用する技術も実用化される可能性があると思いますが、このような処理は、「再生」と「破壊」のどちらに当たるのでしょうか？</p> <p>まず、このような処理は、「その他製品の原材料として利用」することに当たると解されます。したがって、このような処理は、旧法第21条の再生行為に当たると解されます。</p> <p>ところが、このような処理は、必ずしも「不純物を除去し、又は他のフロン類を混和」することを必要としなないと思われず。したがって、このようは処理は、「不純物を除去し、又は他のフロン類を混和」する行為を伴う場合は、改正法第2条第11項に規定する「再生」に当たるが、このような行為を伴わない場合は、当たらないと解するべきだと思います。</p> <p>そして、「破壊」とは、フロン類を化学的にフロン類以外の物質に変化させることをいうと解されます。したがって、このような処理は、同条第12項に規定する「破壊」に当たると解するべきだと思います。</p> <p>このように解すると、「再生」と「破壊」が重なる場合が生じ得ますが、法規制の謙抑性の見地から、いずれかの規制要件を満たしていれば合法と解するべきだと思います。</p>	<p>フロン類の再生は、フロン類を化学的にフロン類以外の物質に変化させることなく、「ろ過、蒸留その他の方法により当該フロン類と混和している不純物を除去し、又は他のフロン類を混和してフロン類の品質を調整する」ことによって、冷媒その他製品の材料として利用できる状態にすることを指します。一方、フロン類の破壊は、フロン類を燃焼・化学反応その他の方式により化学的にフロン類以外の物質に変化させ、無害化する(オゾン層破壊効果がなく、地球温暖化効果が深刻な影響を及ぼすことのない物質に変化させる)ことを指し、化学的に変化した後の物質の取り扱い(蛍石に戻し、製品の原材料等に利用する等)については問いません。「再生」と「破壊」では、フロン類以外の物質に変化するかどうかで大きく異なりますので、両処理が重複する事態は生じないものと考えております。</p> <p>個別具体的な処理が、再生・破壊いずれに該当するか御判断に迷われる場合は、環境省又は経済産業省までお問い合わせください。</p>
25	その他	<p>【該当箇所】p.2 [2] (1) 4番目の矢印</p> <p>【概要】「再生されなかったフロン類」に加え、「再生施設で再生できないフロン類(再生施設に投入する以前に判断できるもの)」があるため、再生業者は破壊業の許可も同時に取得する必要があると考える。</p> <p>【内容】回収または受け入れする時点で「再生施設で再生できないフロン類」であることが明らかの場合、そのフロンに関しては、本来、経済性、透明性、効率性の観点から、充填回収業者から直接フロン類破壊業者へ引き渡されるべきである。もし、第一種フロン類再生業者が「再生施設で再生できないフロン類」を一緒に受け入れる場合は、自ら破壊装置を持って破壊業者の許可を取得することを義務付ける。そうすることにより、大気放出のリスクを無くし、運搬や移充填などの余分なコストが低減され、法改正の趣旨にも合致する。</p>	<p>第一種フロン類再生業者は、第一種フロン類充填回収業者から引き取ったフロン類のうち、再生されなかったものについては、フロン類破壊業者に対し引き渡す義務があります。なお、第一種フロン類再生業者が、法に規定するところによりフロン類破壊業の許可を取得することは可能です。</p>
26	その他	<p>【該当箇所】p.3 [2] (3) 5つ目の矢印</p> <p>【概要】再生されたフロン類の純度の確保のためには、受け入れるフロン類の純度確保が重要となります。第1種フロン類充填回収業者には、より細やかな管理が求められ、そのためには新規ボンベ購入が必須となります。</p> <p>【内容】再生されたフロン類の純度確保には、充填回収業者が繰り返し用いる回収容器の分別使用が大きく影響します。一方で、複数の容器を保有することは、個々の充填回収業者にとって大きな負担となります。この点に関して、助成等のご計画はありますか？</p>	<p>第一種フロン類充填回収業者に対する新規ボンベの購入の財政支援措置等は検討しておりません。</p>
27	その他	<p>【該当箇所】p.5 (備考)</p> <p>【概要】再生しようとするフロン類の受入れ実績量と、実際に再生した量、どちらが再生証明書の対象となるのでしょうか？</p> <p>【内容】再生しようとするフロン類の受入れ実績量と、実際に再生した量、どちらが再生証明書の対象となるのでしょうか？仮に後者である場合、再生されずにフロン類破壊業者に引き渡したフロン類についての破壊証明書の交付先は、再生業者を介して第1種フロン類充填回収業者にする必要が出てくると思われず、再生業者で受け入れたボンベと再生業者から破壊業者に引き渡す際のボンベは異なります。一方で、前者である場合、かつ、再生業者と破壊業者が同じであった場合に、同一業者から2枚の証明書を交付することになります。いずれのケースにおいても、その管理は非常に煩雑になると思われます。</p>	<p>ご指摘の再生証明書の記載事項の詳細につきましては、今後、改正法第59条(再生証明書)の主務省令で定める事項として検討する予定です。</p> <p>なお、改正法第70条に定める破壊証明書は、改正法第69条第1項の規定によりフロン類破壊業者が第一種フロン類充填回収業者からフロン類を引き取った場合にその交付が義務付けられるものです。</p>